

# 6月定例会のトピックス

## ゴミ有料化、三つの意見を付け可決

網走市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び関連する補正予算案が六月議会に提案されました。これは、家庭系一般廃棄物の有料化及び、事業系一般廃棄物の処理手数料の引き上げを行う内容で、市議会上程後、直ちに所管委員会である生活福祉委員会に付託をし、三日間の審議の上、廃棄物処理に係る将来ビジョンの早期策定、不法投棄対策など三つの意見を付け、賛成多数で可決しました。

### ○八坂のゴミ処分場延命

市理事者の説明によると、八坂にあるゴミの最終処分場がこのままのペースで行くとあと十年しか持たない状況のもと、ゴミの減量化が必須の課題であるという認識が示されました。

これに対し、ゴミの発生抑制、分別リサイクルの推進を一層進めるため、また「積極的にリサイク

ルを行っている人」と「していない人」の負担の公平化を図ることを目的に、家庭系ゴミの有料化に踏み切ること、加えて、二十五年間改訂していない事業系ゴミの処理手数料の引き上げを行って、近隣市町村との処理手数料の格差及び、家庭系ゴミとの料金体系のバランスを取るとしています。

(料金表は別表)

### ○財政対策の側面も

生活福祉委員会では、この提案を受け、六月十七日、十八日、二十一日と集中的に委員会を開催し、様々な論点から審議を行いました。

まず、今まで料金改定に伴う条例案は、結果的に二回の定例会をまたいで慎重に関係委員会で審査してきた経緯からして、議会運営上のことであるが「本条例案を一定例会で結審するのは余りにも拙速である」という意見がありました。これに対して、理事者



ゴミ最終処分場

から「もう少しゆっくり時間をかけて、議会にも、市民にも理解をいたいただく考えであったが、今年度予算編成において、およそ十億円もの交付税等の減額の影響から、財政が逼迫しているという側面もあり、若干前倒しになった」との説明があり、今回のゴミ有料化には、ゴミ減量化の視点に加え財政対策の側面があることが新たに明らかになりました。

### ○市民周知の徹底を

また、短い期間での市民周知に対する危惧について、理事者は、平成十一年にゴミ分別収集を開始するにあたって、町内会単位で説明に回ったときのノウハウもあり、今回はそれ以上の体制で万全を期すとの答弁がありました。しかし、それでも不法投棄に対する懸念から、監視体制を強化す



不法投棄されたゴミ

るよう強く求める意見が委員より多数出されました。とりわけ、ゴミステーションにおける不法投棄に対しては、臨時のパトローलや、町内会、自治会との連携の必要性も充分認識しつつも、それだけでは不十分なため、市として強制力も含めた毅然とした態度でルールを守る体制づくりが必要との意見が出されました。

# 6月定例会のトピックス



ゴミ収集の様子

○弱者救済に考慮すべき  
さらに、生活弱者対策について、道内他都市では減免制度を設けている自治体もあり、これを強く求める意見も委員より出されました。これに対し理事者は、別な福祉対策としての可能性はあるとしながらも、今回は、ゴミを出す人、出さない人の負担の公平化の観点から、減免措置はしないことを明言しました。これに対し、紙おむつ等、どうしてもゴミを出さざるを得ない人に対する対策が必要との意見が多数出されました。

その他、廃棄物処理の将来的なビジョン、循環型社会を考えた廃棄物処理のあり方、町内会、自治会組織とのきめ細かい連携などについて、種々細部にわたって審議がされ、大方の賛成をもって、委員会審議を終了、後述する三つの附帯意見をつけ、本会議に報告されました。

○本年十月一日より施行  
本会議では、共産党議員団二名が、廃棄物減量懇話会の答申を尊重していない、減量化より財政対策の側面が強い、弱者救済がない等の理由から反対しましたが、民主市民ネット、会派希望、平成会、夢みらい倶楽部、公明クラブ五会派が、三つの附帯意見をつけて賛成し起立採決の結果、賛成多数で可決致しました。これにより家庭系ゴミの有料化は十月一日より、

事業系ゴミの処理手数料の引き上げが来年四月一日から始まることとなります。

今回の審議の過程では、ゴミ有料化の全国的な流れを受けた状況に加え、財政が逼迫している状況が改めて明らかになり、その状況下、議会として、有料化やむなしという苦渋の選択でありました。

その中で、審議の過程で論点になったことについて意見を付して可決となりましたが、今後より一層、この点について議会として注視してまいります。



委員会審査状況

## 別表 料金表（抜粋）

廃棄物の処理区分	取 扱 区 分			金 額
	区 分	単 位	金 額	
家庭系廃棄物の収集、運搬及び処分	家庭系廃棄物	指定されたゴミ袋1枚	リットル用	円
			40	80
			30	60
	20	40		
家庭系廃棄物の排出する場合で指定されたゴミ袋を使用できないとき	指定されたゴミ処理券1枚	40リットル以上60リットル未満	120	
	粗大ゴミ処理券1件	10kg又は40リットル以上	300	
家庭系廃棄物の処分	可燃性及び不燃性の廃棄物を処分する場合	(八坂の処分場に持ち込んだ場合) 20kgごとに	80	
事業系一般廃棄物の処分	可燃性及び不燃性の廃棄物を処分する場合	(八坂の処分場に持ち込んだ場合) 20kgごとに	160	

### ※附帯意見

①「網走市一般廃棄物処理基本計画」の見直しを進め、廃棄物施策に係る循環型社会を指向し、将来ビジョンを早急に示すべきである。

②本条例の施行に当たっては、有料化導入による不法投棄の増加が懸念される。

③弱者救済に考慮すべきである。

※ だが、市民への周知徹底を図り、関係機関、団体等との連携も密にして監視体制を強化するとともに、発生した不法投棄には毅然とした対応をすべきである。